

# 循環型パッケージに向けての 包装および軟包装の動きと今後

—世界の動きを理解しながら、日本でどのように動くか

住本技術士事務所 技術士(経営工学), 包装管理士 住本 充弘

## ▶ はじめに

異常気候、世界情勢の激しい変化など世界は不安定要因が大きい。どのような状態になるのかは誰も分からない。しかし、われわれはそのような環境下でも生活を続けていかざるを得ない。包装を取り巻く環境も大きな変化があった。欧州連合(EU)の「包装および包装廃棄物に関する規則(EU)2025/40」(略称:包装規則/包装廃棄物規則/PPWR)の実施が決まった。包装業界にとって大きな考え方の変化であるが、日本の包装関係者の受け止め方は鈍い。環境対応包装は、長年、その時代に即して対応してきたが、今回のPPWRは、世界の包装にとって、大変化である。残念ながら日本の包装関係者は、十分理解できていない。国内需要が低迷する中で、2024年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆5,073億円となり、初めて1.5兆円を超えた。何らかの個包装、物流包装、コンテナ積みなど包装の役割は大きい。世界への包装製品の輸出は大事であり、その包装はPPWRの大きな影響を受けることになる。国内でもプラスチックを製造に利用する企業は、再生プラスチックの年間使用量とその使用実績の報告を義務付けるため、法案審議に入っている。ここではPPWRの影響とそれに対する世界の動きおよび包装業界の喫緊の課題への対応事例を説明する。

## ▶ 1. 包装および包装廃棄物規則、PPWRのポイント

EUは2025年1月22日、PPWRを公布した。20日後の2月11日に発効し、2026年8月12日からEU全域で直接適用される。規則の原文は以下のURLから入手できる。

Regulation - EU - 2025/40 - EN - EUR-Lex  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj/eng>  
[https://eur-lex.europa.eu/legalcontent/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L\\_202500040](https://eur-lex.europa.eu/legalcontent/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202500040)

EUへの輸出品があれば、対応が必要である。いずれ、東南アジアもPPWRに追随する。EUへの輸出向けの包装製品は、PPWRに従い、国内のコンバーターと相談し準備が必要になる。

日本政府もプラスチック利用の企業に対してプラスチック再生材料の年間使用量の目標と使用実績の報告の義務付けを行う方向で、プラスチック資源循環促進法の環境配慮設計について改定のため2025年の国会での審議を予定しており、2024年10月に第1回の審議会が開催された(経済産業省イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課)。<sup>1)</sup> いずれ法案は公開される。

標準基準を策定している業界団体(経産省把握分)

- ①全国清涼飲料連合会→PETボトルリサイクル推進協議会策定の「PETボトルの環境配慮設計指針」
- ②一般社団法人全日本文具協会→プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン

③日本化粧品工業会→化

粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針

④日本石鹸洗剤工業会→

環境配慮設計チェックリスト(ガイドライン: 2022年度版)

⑤プラスチック容器包装

リサイクル推進協議会→容器包装の環境配慮設計・ガイドライン

⑥日本プラスチック食品容器工業会→プラスチック食品

容器の設計・製造に関する環境配慮ガイドライン

⑦全日本ブラシ工業協同組合 → 歯ブラシおよびヘア

ブラシ製品に関する環境配慮設計ガイドライン

⑧日本歯磨工業会→オーラルケア製品に関する環境設計

のためのガイドライン

1.1 PPWRのポイント

改定の背景も理解しておきたい。PPWDは1994年12月20日から実施され、directive(命令)であったが拘束力がなく、地球温暖化防止のため2018年より論議されており、今回規制強化のため、規則、regulation(義務化)に改定された。特に輸出包装製品に関係があるポイントを説明する。

1.1.1 輸出に関係する主な点

(1)欧州で使用する包装材料は、すべてRecyclableであることが前提(小売り、業務用、通販用、物流包装などすべて)。

(2)Recyclableの認証は、欧州が認めた第三者の認証機関での認証が必要(国内には対応できる機関がない)。以下認証機関の一例を示す。

- ①テュフズードジャパン(株)
- ②テュフラインランドジャパン(株)
- ③ビューローベリタスジャパン(株)
- ④JQA欧州事務所、一般財団法人日本品質保証機構
- ⑤SGSジャパン(株)

2030		2035			2038		
Recyclability performance grade	Design for recycling (DfR) Assessment of recyclability per unit, in terms of weighting	Recyclability performance grade (for DfR)	Design for recycling (DfR) Assessment of recyclability per unit, in terms of weighting	Recyclability performance grade (for recycled-at-scale assessment)	Recyclability performance grade	Design for recycling (DfR) Assessment of recyclability per unit, in terms of weighting	Recyclability performance grade (for recycled-at-scale assessment)
Grade A	higher or equal to 95 %	Grade A	higher or equal to 95 %	Grade A RaS	Grade A	higher or equal to 95 %	Grade A RaS
Grade B	higher or equal to 80 %	Grade B	higher or equal to 80 %	Grade B RaS	Grade B	higher or equal to 80 %	Grade B RaS
Grade C	higher or equal to 70 %	Grade C	higher or equal to 70 %	Grade C RaS	Grade C CANNOT BE PLACED ON THE MARKET	higher or equal to 70 %	Grade C RaS
TECHNICALLY NON-RECYCLABLE	lower than 70 %	TECHNICALLY NON-RECYCLABLE	lower than 70 %	NOT RECYCLED AT SCALE (below thresholds of Article 3(1), point (39)).	TECHNICALLY NON-RECYCLABLE	lower than 70 %	NOT RECYCLED AT SCALE (below thresholds of Article 3(1), point (39)).

表1 包材の中のrecyclable 素材の重量%

包装の種類	2030年	2040年
PETを主要材料とする接触に注意が必要な包装(使い捨て飲料ボトルを除く)	30%	50%
PET以外のプラスチック材料の接触に注意が必要な包装(使い捨て飲料ボトルを除く)	10%	25%
使い捨てプラスチック飲料ボトル	30%	65%
上記以外のプラスチック包装	35%	65%

表2 2030年と2040年のリサイクル材の含有量

⑥(株)UL Japan, UL Solutions

⑦VDEグローバルサービスジャパン(株), VDE Global Services

(3)包材の中のrecyclable 素材の重量%も分野ごとに決まっている(表1)。

(4)食品、医薬品などに接触するsensitive package、飲料PET ボトル、工業製品などは分野ごとにrecycle plasticsの配合量が規定されている。2030年と2040年の目標は、リサイクル材の含有量の最小限度を決めている。これ以上の利用が求められている(2040年までに使い捨てペットボトルの最大65%、表2)。

(5)リサイクルプラスチックは、消費後のプラスチック廃棄物(PCR)及び産業廃棄物(PIR)から回収されたものを原料として再生されたものに限定される。

(6)パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)が特定のしきい値を超えない包装(図1)。<sup>2)</sup>